

第1回林業公社経営専門委員会議事録

平成25年4月30日

13:30～16:30

県庁西庁舎303号会議室

1 開 会

【事務局：森林づくり推進課高橋企画幹】

はじめに、本委員会の設置の趣旨等につきまして、私の方から説明させていただきたいと思います。

お手もとの次第を1枚めくっていただきまして、資料1の1をご覧くださいと思います。

林業公社の経営専門委員会の設置要綱でございますが、このことにつきまして平成25年3月15日に制定いたしましたものでございまして、設置の趣旨としましては、林業公社の経営に関する検討を行うために設置したものでございます。

また、任期につきましては第4のところに記載しましたとおり、平成25年度末までとなっておりますので、御理解いただきたいと思います。

本日の専門委員会でございますけれども、先にご連絡申し上げましたとおり、公開で行いますのでご了解頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

2 専門委員へ委嘱状の交付

次に、次第の2でございますけれども専門委員への委嘱状の交付を行いたいと思います。

委員のみなさまに林務部長が、それぞれ委嘱状を交付させていただきますので、その場でお受け取りいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

3 林務部長あいさつ

【塩入林務部長】

林務部長の塩入茂でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま、委嘱状をお渡しさせていただきました。

それぞれ専門のお立場から本県の林業公社の経営についてご検討いただきたいということをお願いしたところ、快くお引き受けいただきました。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

この林業公社の専門委員会でございますけれども、昨年度開催いたしました外郭団体等検討委員会におきまして、当公社を含めた外郭団体のあり方について検討がなされました。その中で、廃止された他県の状況等を見ながら、本県の林業公社の経営の方向を検討すべきというご意見を頂いたところでござい

ます。

それで、この専門委員会が設置をされたところです。

廃止に至る他県の状況を、つぶさに現地を見て頂きまして、内容等について本県にどう適用できるのかということをメインに考えて頂きたいと思うところでございます。

そもそも林業公社の経営というのは御承知のとおり、木を植えて育てて、お金になるまでに相当期間を必要とするわけでございます。その間は、木や山に金をかける時期になるということでございます。そうしたことは実は林業公社の経営の中で一番重要なこととして、荒れた山がなかなかその所有者に任せておいては森林にならなかった。そういう時期に、国策で、林業公社が木を植え育てることで、水源かん養、土砂流出防止、そういった公益的機能も非常に強くなってきたところでございます。

もとより、それまでの間は、林業公社がどうしてもその金をかける時期にあったところでございますので、経営的には借入金でまかなう時期で、そういうものが非常にふくらんでいる時期でございます。

ここまでは仕方がないというふうに私も考えておりますが、若干、状況が変わってきたのは、だんだんその木が、売れる時代になってきている。いわゆる材が利用される時代になってきているということでございます。長野県のしあわせ信州創造プランの中でも、塩尻に、大型の製材施設、バイオマス発電施設、そういったものを併設する計画が出来てございまして、さまざまな木が使える、どんな木でも使えるというような状況に実はなっていく状況でございます。そういったことが、これまでの、木を使えなかった時期に比べますと非常に追い風になっていくんだらうと思います。

そのためにはもちろん私どもも、その木を搬出するための道ですとか、機械化ですとかそういったものをしっかりやることもですね、併せて進めているわけでございます。そうした中、林業の面で明るい希望が見えてきたところでございます。

そうした中で、この委員の皆様にはですね、先程も申し上げましたけれども他県の状況を調査頂きまして、存廃のメリット、デメリットなど、色んな角度からご検討いただければというふうに思っております。

スケジュール的には大変恐縮なんですけれども、様々ある中で、今年の秋ぐらいまでには、一応の報告というんですかね、方向を、お出しいただければと思っております。

この公社の検討につきましては、最終的にはですね、知事が判断するということになりますけれども、そのためには確かな情報というんですか、報告というのが、非常に重要な位置を占めてくるという風に考えております。

それぞれ皆様には、専門的立場と、客観的立場でどうぞご検討とご報告をいただきたいということでございます。どうぞ、時間は短いですが、しっかり検討をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。

4 自己紹介

【高橋企画幹】

それでは、ここです、今、委嘱させていただきました委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。名簿の順で、今井委員さんからよろしく願いしたいと思います。

【今井委員】

上田市で中小企業診断士をしております、今井でございます。

よろしくお願い申し上げます。

この名簿にもありますとおり、昨年の外郭団体等検討委員会は6名委員がおりまして、その一人として参画をさせて頂いたところでございます。

昨年度の状況については後程、担当課長さんの方から、お話があらうと思えますし、只今、林務部長さんからも林業公社のお話がありましたけれども、重点検討6団体、それから部会方式ではすべての団体についての検討をしまりましたので、林業公社だけ取り上げて詳細に検討する時間がなかなかなかったこともあり、また、より専門的なお立場の皆さんで、詳細なさらに突っ込んだ検討をしていただいた方がよろしいのではないかとということで、本日の専門委員会になったと承知をしているところでございます。引き続きということですので、また委員として努力したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

【植木委員長】

信州大学農学部の植木と申します。

よろしくお願いいたします。

私の専門は、一言で申しますと、山づくりなんです。山づくりを、森林の施業というんですが、施業は、植えるところから始まって、育て、そして、木材を生産して、そしてまた循環させていくというような、技術の体系と申しますか、そういったようなところを、ベースにおいてですね、それをさらに森林経営、林業経営としてですね、どのように、将来にわたって、継続的に基盤をつくりながらやっていけるか、というようなところを、研究、また教育しているということでございます。

今回も、大変重たい、林業公社の経営問題についてどうするかということで、これは全国的な大きな課題でありまして、各県多分、ずーっと、お悩みだろうというふうに思っています。その中で、長野県としてどのような方向性をお伝えしていくのか、私の理解している範囲、あるいは森林そのものの考え方とかですね。あるいは位置付けを私なりに解釈しながらいろいろと意見を、出したいと思っております。その中でうまい方向へ、いい方向へですね、まとまっていければ、よりうれしいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小川委員】

長野市で、会計事務所を開いている、公認会計士の小川と申します。

短い期間ということですが、この目的をしっかりと踏まえて、切り口をしっかりとって、集中して、審議に関わらせていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

【中村委員】

一般財団法人、長野経済研究所の中村と申します。よろしくお願いいたします。

経済研究所では、地域経済・産業などとともに、行政改革、あるいは行政評価等も担当してまいりました。

成長型の社会から、定常型の社会への転換の中で、林業公社の経営についても、どうあるべきかというようなことも含みまして、ご意見をさせて頂いただければと、考えております。よろしくお願いいたします。

5 委員長、副委員長選出

【高橋企画幹】

どうもありがとうございました。

続きまして、次第の5になりますけれども、委員長及び、副委員長の選出でございますが、委員会の設置要綱によりまして、委員長は、委員の互選ということになっておりますが、委員の皆様から何か案がございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども。いかがですか。

【小川委員】

よろしいでしょうか。

植木委員さんなんですが、森林審議会等の委員長を長年務められたと、お聞きしております。その豊富なご経験から、植木委員さんに、委員長をお願いするのがよいのではと思いますが、皆様いかがでしょうか。

【高橋企画幹】

委員の皆さん、植木委員ということで、ご発言がございました。いかがでしょうか。

【委員各位】

異議なし。

【高橋企画幹】

皆様にご了解頂いて、委員長さんには、植木委員さんでお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

【委員】

よろしくお願いたします。

【高橋企画幹】

続きまして、副委員長につきましてはですね、委員会の設置要綱によりまして、委員長が指名することとなっておりますので、植木委員長さん。いかがでしょうか。

【植木委員長】

長野経済研究所のですね中村委員さんに、お願いできればと思っております。

先ほどもちょっとお話をしたんですが、様々な、市町村関係の審議会をやられておられたんですね。また、林業経営の問題ですので、経済的な部分においても、あるいは、情動的な部分においてですね、色々サポートしていただけるのかと思います。ひとつ、よろしくお願いたします。

【高橋企画幹】

はい。どうもありがとうございます。それでは、委員長指名ということで中村委員さんに副委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

大変申し訳ございません。これで、塩入林務部長は所用がございますので退出させていただきます。

【塩入林務部長】

申し訳ございません。よろしく申し上げます。

【高橋企画幹】

これから、議事に入りますが、植木委員長さんには申し訳ございませんが、前の委員長席にお移り頂きまして、議事進行をお願いしたいと思います。また議事の開会にあたりまして、一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【植木委員長】

それでは、ただ今委員長を、拝命いたしました、植木と申します。よろしくお願ひいたします。

林業公社の問題。先ほども申しましたが、昭和31年、高度経済成長というときにですね、日本の、木材需要がですね急速に伸びてくる中で、なかなか、供給が追いつかないという状況があったんだろうと思います。また、日本独特の所有形態として、零細で、分散型の民有林というのが、伝統的なんですがありまして、そういったところにおいてはですね、高度経済成長を進めていくにあたってのベースとなる木材資源がですね、そういったところにある程度、ある意味では、オンエッジにしないとイケない、というところがあったと思います。そんな中で、国としてもですね、民有林、もちろん国有林は、たくさんのお木を有していたわけですが、民有林におきましても、なんとか、日本の経済をですね、底支えするような一つの組織体制を取りたいという意図もあってですね、たぶん拡大造林を進め、そして、将来的には豊富な資源をですね、我が国の、経済への一つのテコ入れとしてですね、進めていきたいという意図もあったんだろうと思っています。

色々な条件があつて、進んできたんだろうと思いますが、しかしながら、それほど、林業の分野が、豊かに、豊かといいますか、好調を続けるわけにはいかない。私は色々なところを見てですね、ドイツの林業を見ましても、黒字になるというのは実は林業の世界においては、それほど多くないんですね。

むしろ、まれといつてもいいんです。一般の経済とは違って非常に超長期的な生産期間があつて、また、木材価格がですね、特にグローバル化の中にあつて、国際化してきますと、ますますですね、強いものには、やっぱり圧迫されながら、木材の価格そのものも低迷してくるということは、ある意味、経済の必然性かというふうに思っております。そうしますと、林業っていうのは一体なんなのかと、経済として成立つのだろうかという問題は、実は根本問題としてあるわけですし、その中で、林業公社というものが、全国各地に設置され、そして、特に長野県では40年代から、入るわけですが、ちょうど、40年代の中位からですかね、国産材が半分、自給率が半分まで落ちます。そういった中で、かなり、もう林業経営そのものが厳しいという状況に踏み込もうとした。国有林が、昭和41年と43年、初めて赤字をつくるんですね。それ以降は赤字へ転落していくわけですが、大きな森林の考え方、あるいは、山づくりの考え方は、昭和47年に1972年なんですけど、その頃から、国が、特別会計のもとで、大きく、山づくりを公益性を重視にやっていくという流れに変わるわけですね。

そうしますと、林業経営としては、公益性でやってしまうとですね、どうしても、収入というものが、二の次になってしまうという傾向が、どうしてもありまして、その真只中に長野県でちょうど林業公社がですね、設立され、そして、動き出してきて、色々借入金を使いながらやってきたということもあります。そうしますと、ある意味では、戦後の中の公社というものは、当然、赤字を背負ったままいかざるを得ないというようなところは多分にあったんだろうなというふうに思っております。

しかしながら、そのこのところを、どういうふうに解釈するのか、というのは、それぞれでして、市場

原理主義の中においてというところを、強く求めるのであればですね、それは非効率でしょうというお話になるでしょう。また、別な考え方をもちだすのであれば、それなりの回答が出るのではないかなというふうに思っております。

今回はですね、スピード感をもって、提案してくれというようなことでございます。少数精鋭で、秋にはですね、ひとつの方向性を打ち出したいなというふうに思っておりますので、どうか、委員の皆様には、それぞれの立場のもとでですね、忌憚のない意見をいただければ大変助かります。

どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

それでは、次第に沿って、私の方で議事を進めさせていただきます。

まずですね、式次第をご覧ください。本日の議事は、合計4つ。その他を含めると5つでございます。

1つ目が、傍聴要領について

2つ目が、委員会の目的と進め方について

3つ目が、林業公社の概要について

4つめが、他県等の現地調査の方法・スケジュールについて

そしてその他ということで、まあ、ちょっと長いんですが、4時半には終わりたいというふうに思っております。

6 議 事

(1) 傍聴要領について

【植木委員長】

それで、まず1つ目の傍聴要領について議論したいと思います。

事務局からご説明頂けるでしょうか。よろしくお願いいたします。

「林業公社経営専門委員会傍聴要領（案） 資料1－2」

（事務局：高橋企画幹説明）

【植木委員長】

はい、ありがとうございます。

それではただ今の、傍聴要領についてのご説明がありましたが、何かご意見ご質問等ございませんか。

特に無ければ、傍聴要領はこの通りでよろしいでしょうかね。

特に意見はございませんので、ただ今の説明がありました、林業公社経営専門委員会傍聴要領案でございますが、この案を取っていただいて、お認め頂くとういたしたいと思います。それではですね、本委員会は基本的に、公開で実施していきます。報道関係者の皆様に入って頂くことや、発言内容がホームページ等で公開されることをご了解ください。よろしくお願いいたします。

(2) 委員会の目的と進め方について

【植木委員長】

それでは、次の議題に入りたいと思います。

委員会の目的と、進め方についてと、いうところでございます。

それでは、事務局。よろしくお願ひいたします。ご説明お願ひいたします。

「(社)長野県林業公社に係る専門委員会の検討について 資料2-1」

(事務局：関行政改革課長説明)

「林業公社経営専門委員会の進め方について(案) 資料2-2・2-3」

(事務局：前島森林づくり推進課長説明)

【植木委員長】

はい。ありがとうございます。

それではですね、ただ今ご説明がありました、検討委員会からの報告ですね、意見が、こういうような経緯で出されたということ。それからこの委員会の進め方をどのようにしていくかという点、それから今後のスケジュール、あくまでも9月までのスケジュール、6回ということが出されました。

何か、今、ご説明の中で、お気づきの点や、ご質問等があれば、遠慮なく言って欲しいんですが、どうですか、何かありますか。

【小川委員】

非常に細かい点で、今のスケジュールなんですけど、2回3回で、現地調査して、それから4回でこういう、公社有林の現地調査をするというのはよくわかるんですが、一方で当然、調査した結果を整理したりとか、まとめるっていうことがあるわけで、それでたぶん、作業的なところもありますが、委員が直接関わることで、頭の整理ができると思うんですが、それとこの、会議自体の、第何回、第何回という関係をですね、どういうふうに考えたらいいか、ちょっと、現地調査に行くとかになると時間がとられてしまうと思うんですが、それと、そのとりまとめをしながらというところの間隔がちょっとどうかと思うんですが。

【前島森林づくり推進課長】

今日ですね、後程の議題の中で、具体的に他県の調査をどうするかというのを相談させていただきます。その中で、どういう形で、当然、実際現場に行く部分と委員さんに集まっていたいで検討する分とございますので、その辺もまた、合わせて、検討しながら進めていきたいというふうに思います。

【小川委員】

はい。わかりました。

【植木委員長】

相当、キツキツのスケジュールですけど、これ、私も心配なんですけどね。でも、できるだけ知事は早めということなわけなので、頑張って早めというふうでいきたいと思いますけども。多少押しても仕方がないなということで、了解してよろしいですね。

頑張って何とか秋には、ということできたいと思いますので。その、整理の問題とか色々ありますので、またこれは、後で、説明頂けるということですので。他にどうでしょうか。何かございませんか。

外郭団体等検討委員会の報告では、特にここに強調されているのは、廃止という問題について強調されておりますけどね。廃止におけるメリット、デメリット。それから、当公社が実際に廃止した場合の詳細な検討ってことなんですけど、この委員会としては、単に廃止だけではなくて、もし存続としたならば、どうあるかということも含めてやるってことですよ。そこまで踏み込めということですよ。

【前島森林づくり推進課長】

はい。

【植木委員長】

ということで、この委員会は進めていきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

それでは、とりあえず、今の、この、内容につきましてはご了解頂いたものとして次の議題に進めていきたいと思います。

(3) 林業公社の概要について

【植木委員長】

3つ目でございますが、林業公社の概要についてということでございます。これもそれじゃあ、事務局の方からご説明お願いいたします。

「社団法人長野県林業公社の概要について 資料3-1」

(林業公社 林副理事長説明)

「平成24年度林業公社長期収支シミュレーションについて 資料3-2」

(林業公社 小島事務局長説明)

「林業公社の存続、廃止に関する課題の検討について 資料3-3」

(事務局：森林づくり推進課 稲村課長補佐説明)

【植木委員長】

はい。どうもありがとうございました。

大変膨大な情報がどっときましたので、なかなか理解できない部分もあろうかと思いますが、ちょっとですね、少し休憩をとってですね、議論したいなと思っています。

今、50分ですから、3時再開ということで委員さんいいですか。

ちょっと休んでもらって、少し頭を整理してもらって、その後で議論ということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、休憩ということでよろしくをお願いします。

休憩10分

【植木委員長】

事務局により、資料にそって3-1、3-2、3-3という説明がありました。今後我々が検討する上で基本的なところでございます。また、森林については、私は森林学をやっている程度わかるのですが、ほかの委員方はあまり林業とかにはふれた経験はそう多くはないのだろうと思うと、一つ一つの語句の意味も、たぶん、十分ご理解できていないかもしれない。そういった語句の質問でも結構だと思います。とにかく疑問点のある程度解消した上で、今日のところは、どういう実態なのか。長期予測はどうか、というところを把握していただきたい。たぶん今日の最大の中心課題かなと思います。

今後、現地検討会をやっていくわけですから、まずは長野県のうちのここは、どういう状況であるかを、きちんと把握しましょうということになります。ですから、資料ごとに、先ほどの説明があった順番に沿って、基本的な語句の意味も含めて、ご意見ご質問等をいただきたいと思います。

まず、資料の3-1公社の概要についてというものが、三枚綴りともう一枚が半ページA4版で一枚、全部で四枚あります。このところで、まず、ご意見ご質問等どんなことでも結構です。ございましたら、遠慮なくご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。何かございませんか。

【今井委員】

最初に県全体の中での位置付けを数的に明確にしておきたいのですが、この公社が関与している経営面積は、これは県全体の森林の何パーセントですか。県全体が何ヘクタールで、何パーセントなのか。

【稲村課長補佐】

県全体の私有林面積が68万ヘクタールございまして、そのうちの公社の契約地が約1万8千ヘクタールございまして、パーセントにすると約3パーセントになります。それと私有林の中で、人が植えた人工林の面積でございまして、その面積に対しては、約6パーセントという形になります。ちなみに人工林面積は約33万ヘクタールです。

【今井委員】

そうしましたら、今の公社管理3パーセント以外の97パーセントの管理はどのような状況なのか。

【稲村課長補佐】

残りの97パーセントにつきましては、方法とすれば森林所有者が自ら管理しているものと、それと森林所有者が森林組合あるいは、林業事業体そういった者に経営を委託している場合がございます。ただ、数字的にお示しするものを持ってなくて申し訳ございません。

【植木委員長】

97パーセント全部が順調に施業されているかというのは、別問題ですよ。

【稲村課長補佐】

それは別問題です。今、例えば間伐などが遅れてしまっていて、手入れをしなければいけないということで、県民の皆さんにもご負担いただいている森林税の事業等もございますが、手入れのいき届いていない森林はまだ相当ございます。

【植木委員長】

また、不在地主が長野県は二十数パーセントですか。地元にはいない。都会に出て山林は長野県にある。あるいは、ここにあったとしてもそこには所有者はいなくて、なかなか手がかけられないのが二十数パーセント。

【稲村課長補佐】

そうですね。

細かい数字を持ってないので申し訳ないのですが、その位はあります。不在地主で実際に長野県の中に住んでいらっしゃる方、長野県の中でも他の市町村に住んでいる方、そういう方の不在村があります。

【今井委員】

そういうことですよ。

結局、私がなぜ聞いたかということ、さっきおっしゃったいろいろなメリット、存続のメリットで県土の保全だとか、公益的機能が維持されている話がでていますが、あくまでもそれは、3パーセントのことに対しての話ですよ。そこだけしっかりしておかないと。したがって公社の話は3パーセントの話で、残りの97パーセントは別問題。

【植木委員長】

そういうことです。

【今井委員】

そこだけはっきりしておかないと。

【植木委員長】

民有林の3パーセントについての話ですよ。ということです。
他にどうですか。どんなことでも結構です。

【中村副委員長】

資料の3で経営改善集中実施プランについてご説明いただいたんですが、こちらで改善が図られたという長期収支予測についても改善を図ったというお話があったんですが、改善を図られた実績をもとに、次の話になるのかもしれませんが、長期収支シミュレーションを算定しておられるのかどうかというこ

となんですが。

【植木委員長】

どうですか事務局。

【林業公社 林副理事長】

この改善プランは、特に分収率の関係と長伐期の関係、これが全部変更契約出来たときのもので長期収支をしております。

【中村副委員長】

ですから現状出来ていないものも、出来たと仮定してシミュレーションされているということですね。

【植木委員長】

今の点で集中改善プランの実績が、利用間伐が77パーセント、226ヘクタール、次の5年間においては、700ヘクタールやりましょうという、この辺の、見通しというのはどうなんでしょうか。295ヘクタールを予定してできても77パーセントしか出来ないのに、それを3倍ぐらいに引き上げる。2.5倍ぐらいに引き上げる。これを本当に出来るのかという見通しなんですが。

【林業公社 林副理事長】

1次プランの実績、確かに5ヵ年間で226ヘクタールでございますけれども、この内の24年度、単年度だけを見ますと24年度だけで100ヘクタールを超える実績を確保できました。うまく前段階として作業道なりの道の開設をして、その上で次のステップに変わらざるを得ないということから、また、特に20年度21年度は非常に木材価格が下がったものですから、あえてそのときに無理をして、赤字を出すよりは、しない方が良くはないかということやらなかった年もございました。そのようなことも踏まえて、1次プランの中では、計画に対しての実行率は77パーセントですけれども、基盤整備をしながら効果の方が後から出てきた。2次プランはおっしゃるとおり、ご指摘のとおり3倍の事業量という形になります。これも引き続き作業道なり、これも開け方も公社の山の中だけの道を開けていてもなかなか成果が上がってこない。一般の車道が公社の山へ行くまでのその間の道をいかにしてあけるか。これが属地の森林経営計画であり、ほかの団体の皆さんとの共同施業団地の設定だろうと。そういった条件整備といたしますか。そういったことに努めれば、勢いがついてくるという見込みでございます。

【植木委員長】

おっしゃる点は分かるんですが、例えばまだまだ基盤整備が出来ていないとか。そういったこと。あるいは木材価格がなかなか上がらないという当初の時点での予測というのはあの時点では、ある程度折込済みではないのですか。そういうわけにはいかなかったのですか、と私は思うのですが。折込済みでなぜ出来ないんだという話ですよ。むしろ集中改善プランですから。これは、やはり厳しく見なければいけない問題だと思うんです。5年間でどうするんだ。かなり尻に火がついた状態なんだけど、何をやっているんだ、といわれても仕方ない。特に分収率の見直しも64パーセントしか出来ていない。これはなかなかしんどいですがね。個別に当たって了解を得るというのは。それは大変だと思います。

しかしながら、やはりそこはですね、厳しくやらなければ、やはり周りからの目というのはそう甘くはないんじゃないんでしょうか。というところなんですけど。

【林業公社 林副理事長】

それはご指摘のとおりだと思います。例えば分収率の見直しでいきますと、社員である市町村は59市町村なんですけど、その内、実際の市町村有林が、公社の契約地であるという市町村が33ございました。その内21の市町村の変更契約しか出来なかったと。達成率が6割。3分の2なんですけれども。この出来なかった市町村におきましても、この分収率変更については、話とすればわかったというご回答をいただいております。ただ、それが出来ない理由が別にあるわけなんです。というのは我々は、契約書上は公社と市町村の一对一の契約なんですけれども、市町村の裏側に、その土地に対する使用の権利をお持ちの地元の区であるとか入会林野みたいなものですね。そういったものがあって、当時はたぶん契約した段階では、契約者の方がわかっていたのですが、四十何年たってきますと、市町村の方でもその権利者がどなたであるのかが、はっきりとわからないと。その確定であるとか時間を要するから待つて欲しいということがございます。

我々の計画とすれば、社員である市町村の皆様の同意をいただいた上で、次の個人までの間、話をしていきたいと思って、当初、市町村をまずやっちゃいましょう、という計画にしましたが、なかなか難しいものですから、それ以外の財産区であるとか、生産森林組合のような団体の方にも手を進め、中には個人といいますか社寺有林の中でも、変更契約ご同意いただいて、契約になったところもございません。団体であるとか市町村にこだわらないで話を進めていきたいと考えています。

【植木委員長】

そうですか。第2次プラン200件
ほかにどうでしょうか。ございませんか。
とりあえず3-1についてですね。

【前島森林づくり推進課長】

今の搬出の関係なんですけれども、公社に限らず県全般、民有林全般なんですけど、23年度から国の制度が大きく変わってまして、基本は搬出をしないと国の補助、間伐の補助金が出ないと。こういうふうになりまして、23年度の間は、一部緩和措置もあったのですが24年から原則そういうふうになってきております。そういう意味で世間の事業体、森林組合、非常に真剣に搬出間伐に取り組んでいます。こういう姿勢が大きく動いてきている。それから、なんととっても、基盤整備、作業道を整備しないと出るものも出ないのですが林業加速化再生基金、これが国の方でだいぶ24年度から補填をしていただきまして、24、5、6この3ヵ年集中的に基盤整備、これに補助金を当て込むことが出来ております。

26年度までにまたこれは、一般の民有林と公社の兼ね合いになるんですけども、公社の山にもずいぶんそういう意味では、基盤整備の補助も回せるのではないかなというふうに思っておりますので、出来るだけこの3ヵ年に基盤整備を進めて、公社はもちろん民有林全体の基盤整備を進めて、搬出が出来るような体制にもっていきたいと考えております。

現に23年度の数字見ましても搬出間伐率がずいぶんそれまでより上がってきているという成果がありまして、24年度の数字はまだなんですけど、そういう意味では搬出間伐の率が順次上がってきていると言えると考えております。

【植木委員長】

何か他にいかがですか。

【小川委員】

資料3-1のところで、確認なんですけど、分収林事業の仕組みの図で一番右端に、長野県と政策金融公庫の四角があって矢印で損失補償とありますが、これは全額損失補償という理解でよろしいですね。それから、出資金も長野県が全額出資ですので、いってみれば本当の意味で一つの体というか、一つのお財布で、表面上どちらが損であっても実質的な損を最後の最後に、県が負うという理解で。

【前島森林づくり推進課長】

実質的にはそういう位置付けになっております。

【植木委員長】

ありがとうございました。

それでは、3-1、ありましたら後でお聞きしますので、先に進めさせていただきます。

資料3-2シミュレーションなんですけど、これが三枚あります。

この辺はいかがでしょう。平成88年までの話なものですから、ずいぶん先の話なので、なんともつかみどころがないんですけども、とりあえず今の段階では、こういったところで予測するしかないわけということですね。その前提でシミュレーションしてみた結果ですけどということ。いかがでしょうか。何かご意見、あるいはご質問でも結構ですが。ございませんか。

一枚目の事業条件で、木材生産区分のⅠ、Ⅱ、Ⅲこれは、もうそういうふうに17,000ヘクタールは分けておられて、このやり方でやっているという理解でいいんですね。

【林業公社 小島事務局長】

契約地ごとにⅠ、Ⅱ、Ⅲランク分けしまして、各々積算で積み上げています。

【植木委員長】

これは、前回の改善計画のときですか。

【林業公社 小島事務局長】

基本的にはそうですね。

【小川委員】

収入のところではないんですけど、試算条件のところ(4)補助金及び借入金の充当のところ、事業費で補助残の9割を公庫資金、1割を県借入金としたとありますが、これはシミュレーションですからいいんですけど、大体こんなような感じになるんですか。

【林業公社 小島事務局長】

基本的に公庫の貸付は補助残の9割までなので、一杯いっぱい借ります。

【小川委員】

この辺がよくわからないのですけれど。利息という観点で、県の借入れを、管理費の方は県の借入れなんですけど、もうちょっと増やすとかという考え方はあるんですか。

【林業公社 小島事務局長】

公庫ではなくて、県の借入れですか。

【小川委員】

はい。考え方なんですけど。

【林業公社 小島事務局長】

基本的に考えると、県の方は無利子ですから、県の予算で、要求はしておりますけれど。

【小川委員】

極端な場合、ここで搬出があれば、後の話になってしまうんですが、比較で、公庫の利息が変わってきいたりするじゃないですか。やはり当然ですけど県の予算があるのでというところですね。

【林業公社 小島事務局長】

公庫は基本的には、保育までしか貸付けていただけません。間伐までです。後の木材を切って生産するという段階になってくると、借りられないものですから、公庫の資金はあと20年くらいまでしか借りられないだろうということです。

【植木委員長】

よろしいですか。他にどうでしょうか。

それでは、とりあえず、ご意見等ないようですので、次の資料の3-3にいきましょうか。

3-3はこの検討におけるメリット、デメリットの問題を二枚にわたって書いているということですが、この辺は基本的に今ある状況の中で存続か、廃止かという二者択一が基本的には求められているのか考えられるのですが、存続の場合、廃止の場合のメリット、デメリットはこのようになっているというところで、いかがでしょうか。何かございませんか。

【小川委員】

先ほどの冒頭のご説明にもあったんですけども、今確認したところの出資金の問題と、損失補償の観点からいうと、一つの軸としての考え方として避けては通れないのは、連結的に考えるということは重要だと思います。もちろん当事者として県と公社があるのでそれぞれ考えるのは当然としても、見易さと理解のしやすさ、整理のしやすさということで、この表は非常に力作なんですけれども、一歩進んで、県と公社があってシミュレーションがあって存続と廃止があって、それぞれについて、それ用の収支を単純合算して、次に行ってこいのがたくさんあるわけで、さっきの説明でも。それはそのとおりなんだけれども、若干ちょっと頭が混乱してきいたりしますので、県の補助金なんていうのは、出るのと、入るのは結局相殺されますし、それが今度相殺されて結果どうなる。つまり、結局県と公社が一つだとしたら、それ以外の部分、例えば公庫の貸付金利息もそうなんですけど、国はこの場合外になります

ので、そういうものがかなりイメージされて、例えば、ここでいう特別交付金とか、もちろん誰にもわからないのですが、状況にもよりますし、国が今重視していると思いますが、これは大きいメリットとして特別交付金があるわけですけど、これはかなりの確率で考えられるのか、うちは検討しておかなければならないし、結局、連結ベースで考えても残る存続と廃止の際の内容について、十分、我々としても検討しなければいけないし、その辺はまた、根拠資料とか明示したものを、ブレイクダウンしていただけるといいのかなと。

それからさっきも3パーセントという話もありましたけれどつまり、それ以外の県有林もたくさんあるわけで、県に行った場合にはよくでて来るのは、本当かどうかわかりませんが、一体的に管理する事業の効率化という話も出てきますが、その辺を数字に入れ込む必要があるのか、ないのか。逆に公社が今、経費節減しているとしても、やはり別団体でなくて、県の特別会計に入り込むと、そっちの方で節減できるものなのかということも、項目としてシミュレーションとして数字に落とし込めるものがあれば入れるのもひとついいのかなというふうに思いました。

【植木委員長】

事務局いかがですか。今、そういったご意見が出されたんですけども、何かコメント等ございせんか。

連結の問題ですね。それから県有林との関係においてどうなのか。仕組みがちょっと違うものですからなんともいえないんですけども。コメントできる範囲でお願いしたいんですが。

【稲村課長補佐】

小川委員さんが申されたように、確かに県有林に移行した場合、県の中でコストダウンできるものとか、そういうものについてもたぶんあるんじゃないかなと思うんですけど、そこまで突き詰めてないんですね。ですので、また、担当の部署と話をして、そういうことが実際に出来るか、どういうものが出来るのか、そういう部分については、もう一回我々の方で精査をさせていただきたいと思います。そのときにまた、先ほどの連結のメリット、デメリットの出し方とか、そういう部分については、委員さんのアドバイスを受けながら検討させていただければありがたいな、と思うんですけども。

【植木委員長】

県有林の仕組みというんですかね。そういったことを知りたいですね。どういうふうになっているか。公社との関係でね。場合によっては他県では県有林と合算させてというか。そういうのをどこかで、チラッと見たような。そんなことがうまい手なのか。私もちょっとわからないので、なんともいえないんですけど。県有林の事業の実態ですね。仕組みを資料で出していただければ、ありがたいですね。検討課題できるかどうか。したいと思っていますので。小川委員さんよろしいですか。

【小川委員】

はい。ありがとうございました。

【植木委員長】

他にどうですか。何かないですか。

二枚目の資料の3番4番を見ると存続の方が、基本的には有利なのかというように、単純に見ますと

なるんですけれども、何か完全に抜け落ちている部分というのはないんだとは思うんですけれども。それならば廃止というところにはなかなかいきにくい。直感ですよ。これはまだまだ、調べてみないとわからないですが、その中で他県では、廃止が4つか5つ6つかあるということですから、他県においても廃止といっても不利な状況にもっていくことはない訳であって、それは今後、現地調査ということになっていくでしょうけれども、今のこの段階で見ると、他県が、なぜ廃止したのかが、よくわからない。

もちろん規模やコストも違うだろうし、いろいろあるんだろうと思うんですけれども。この資料を見る限りでは、存続が有利なのかというふうに、率直に思うんですけれども。どうなんですかね。まったく質問にも意見にもなっていないんですけれども。

【稲村課長補佐】

長野県と他県の債務の規模等を見ますと、管理している面積で負債を割り返したときに、やはり負債が大きすぎる、1ヘクタールに対して掛けたお金が大きすぎるという県については、このまま経営していったらどうなのかなという話があると思うんですね。

【植木委員長】

それは、かなり掛かり増しになっているということですよ。それは仕組みは、山づくりですから変わらない。基本的には。基盤整備が違うとかそういうことになってきますかね。

【稲村課長補佐】

施業の方法が違うのでわかりませんが、実際の廃止県とはちょっと長野県と開きがあると思いますので、そういうところは、今後経営していてもという話は、たぶんあろうかと思うんですけれども。

【植木委員長】

長野県の方が結構、急斜地でもろい地盤で厳しいのかなと、コストは割高になるんじゃないかと思っ
てはいるんですけれども、そんなことはないですか。

【稲村課長補佐】

廃止した県は、それだけではなくて廃止しているところもあるので、そういうところはまた調査をいた
だかなければならないかな、と思います。

【今井委員】

委員長おっしゃるとおり、この数字を見る限りは、前回の検討委員会で廃止とは言い難いです。

【植木委員長】

そうですね。言い難いですね。

【今井委員】

さっきの小川委員ご指摘の件は、私も極めて重要だと改めて気づいたのでありますが、やはり全体を
連結してという視点は、前回の委員会では出てこなかったのですが、ご専門の立場だからそういう見方

が出てくるのだと思います。私は、公社を廃止するか存続するかという問題よりも、機能をどう果たすのか、どういう体制があるのか。公社なのか、そうではないのか。最終的に県民負担がどうなるのかということが重要ではないだろうか、去年までの終わりでは、認識して今日に至っています。そういう意味では連結という視点、極めて重要なご指摘だと思っています。さっきのお話に出ているとおり、県と公社の収支は一緒のところもありますから、負担については。最終は、県民負担、税金負担がどうなるのかということが重要になってくると思います。

【植木委員長】

連結の問題は、資料を出してもらって、もうちょっと詰めたところですね。

事務局お願いします。

他にどうですか。

【中村副委員長】

3-3で存続、廃止の整備の中で、国の支援策で、平成88年までに累積の特別交付税措置117億円を見込んでおられますけれども、現時点では、まったくのシミュレーションといいますか、こうするしかないの、こうされているというのはわかるんですけども、存続と廃止を同列のものさしで比較するのは、なかなか難しいと思いますね。あとは、木材価格の今後の変動というのは当然あるでしょうし、そういった中で、これも委員会の検討課題になると思うのですが、どのように短期間でジャッジといいますか、一つの方向性を出していくのか。ということは、なかなか難しいですね。

【植木委員長】

難しいですね。

おっしゃるとおりで、短期間で、より信頼のある判断、確信が出来るかというのは、非常に難しいところがある。木材価格がここ何年、ここ10年でだいぶ落ちましたね。本当に落ちましたね。悲鳴をあげています。これが上昇するかといたら、どうもそういうふうになってこないし。

【前島森林づくり推進課長】

存続と廃止で比較すると106億円ほど差があるんですけども、その理由はこの特別交付税措置が大きいですね。極めて大きい。そういう意味で特別交付税のシミュレーションとして入れているんですけども、その確度、平成88年までのその確度がどうか。確かに大きくなってきますし、木材価格に関していいますと、存続の場合であっても、県営林に移行した場合であっても、事業費と売上げ収入は、結局こういう関係になりますので、そういう意味では、おそらく存続と廃止の場合の差にはあまり利いてこないのかなと、トータルとして赤字がどうか黒字がどうかは動くとは思いますが。

【植木委員長】

経営努力は必要ですよ。木材価格が上がっても、出来るだけ事業費を抑えながらやっていくところが、経営感覚が求められるところでして。

他にどうですか。

(4) 他県等の現地調査の方法・スケジュールについて

【植木委員長】

それでは、また最後一括してお尋ねしますが、もう一つ議題がありますので、先に進めさせていただきます。

(4)他県等の現地調査の方法、スケジュールについて議論したと思います。資料の4、事務局ご説明をお願いします。

「全国的林業公社等の状況について 資料4-1」

「林業公社経営専門委員会現地調査候補府県 資料4-2」

(事務局：森林づくり推進課 木次担当係長説明)

【植木委員長】

検討しながら、長野県との条件を見ながら、どこが参考になるだろうかということで、このように選んだということになります。先ほどありましたヘクタールあたりの借入金の残高を見て、廃止のところは、全部長野県より大きいですね。

候補に挙げた栃木県を抜かして。又、存続のところは長野県と同規模か、その前後ですね。ヘクタールあたり単純には比較できないですが。

日程的に事務局、どうなんでしょうか。これだけ絞り込んで頂いたのはありがたいですが、まだまだ我々が行くにはもう一つ、絞り込まなければ難しいのではないのでしょうか。

委員さん方どうでしょうか。今の選定の過程において、ご意見ご質問あったらお聞きしますが。

一応事務局としては、廃止7県、存続6県を挙げていただいたという経緯を説明して頂きました。

さらに絞り込まなければ、日程的には青森県から四国まわっていきますと、広島回ってということになると時間も限られていることを考えますと、もうちょっと絞り込まなければ具体案が出てこないのではないかという気がしているんですが、事務局、絞っていただけませんか。

事務局の感覚で結構でございます。長野県に近いところを選んでいただいたので、日程等の関係でどうですか。

【木次担当係長】

それでは更に絞り込んだ案をご説明させていただきます。

まず廃止県の7県でございますが、長野県の経営規模、長期借入金残高に近い県はありませんので、更に消去法で整理させていただきたいと思っております。

まず群馬県でございますが、分収林の契約を解除する方針で進めておりまして、本県といたしましては、昨年の検討委員会の中で解除という方針はないだろうということでしたので、まず群馬を消去します。

更に福井県と京都府につきましては、25年の2月に廃止方針を決定しておりますので、まだ十分な回答が得られるかどうか、まだ判断できません。ですので廃止方針決定県の中からは、群馬県、福井県、京都府を落させていただいて、青森県、山梨県、愛知県、広島県の4県にさせていただければと思います。

続きまして存続する県でございますが、存続県で本県の経営規模、借入金残高と同等なのが岐阜県、鳥取県、高知県でございます。ただし鳥取県につきましては、来月、全国植樹祭を開催することになっていまして、私どもが調査を実施するに当たりましては、各県の議会が始まる前までに終わらせたいと思っております、5月の下旬から6月の上旬ぐらいの間に行きたいと考えております。ですので鳥取県につきましては忙しいので対応していただけないのではないかとということで、まず削除。

あとですね、徳島県につきましては、更に規模を増やしていこうというものでございます。これについても本県と考え方が違うので落とさせていただきます。あと島根県につきましては残った県の調査の日程行程上、どうしても島根県だけが浮いてしまいまして、島根県も候補から落させていただきます。存続県については秋田県、岐阜県、高知県の3県にさせていただければというものでございます。ですので合計で廃止県4県、存続県3県の7県で調査を行えたらというのが事務局からの提案でございます。

【植木委員長】

今の話の中で、徳島県が経営規模を、さらに拡大しているということですか。

【稲村課長補佐】

経営規模を拡大するのとあわせて、分収林という形ではなくて公社有林という公社が所有をして経営していこうという方針を立てている。分収林もありますけれども、これから拡大していく部分については、公社有林という形で自分たちの所有する森林を増やして経営していく形で。今の公社の考え方からは飛躍しています。

【植木委員長】

それはそれで、面白いですね。そこまで、なぜ踏み切るんだということはあるんですけども。

【木次担当係長】

高知から徳島の移動は非常に難儀でございまして。

【植木委員長】

それでは、事務局がさらに絞り込んだところで、廃止県は青森、山梨、愛知、広島ですね。存続県は秋田、岐阜、高知ですね。というところでどうかということなんですが。

委員の皆さんよろしいですか。

そうしますと、現地調査におきましては、全部で7県調査に行くことにしたいと思います。

よろしく願いいたします。

さらに事務局の方としてはよろしいですか。

調査項目の日程スケジュールについてお願いしたいと思います。

【木次担当係長】

今の7県で調査させていただくということで、今後各県とその調査の日程等の調整をさせていただきます。

事前に他県に話を聞いているところで、6月上旬に議会が始まる場所もありますので、5月下旬から6月上旬で日程を組みたいと考えてございます。

また、調査に行く委員さんにつきましては、事務局の方で調整をさせていただきますが、この7県の調査をするにあたっては、パターンは3パターンぐらいの調査になると思います。各委員さんには3回のうち2回調査に行っていただくような形で、これから調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【植木委員長】

委員の皆様大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。
今日具体的に議論するところは以上なんです。
次に、調査項目について 資料4-3です。

(事務局：木次担当係長説明)

【植木委員長】

これはいつ発送することになりますか。

【木次担当係長】

これは各県に公文依頼するときに合わせて、この調査表もお送りして、調査に行く1週間前までにはご回答いただければと思っています。

【植木委員長】

結構廃止県用の書く欄がかなりあって、うまく書いてくれるか心配ですよ。
できるだけ早くいただいてまとめて、我々も手持ちとしてみて、それを見て臨むのが一番良いのかと思います。うまくそうやっていただければありがたいと思います。
できるだけ早く聞き取り調査はした方が良いでしょう。

【稲村課長補佐】

ただ調査表を送っても、相手方が書いていただけない部分があるかと予測しておりますので、行って聞き取る形にならざるを得ない場合もあるかということも考えております。

【植木委員長】

逆に前もって、報告書とかで既にわかる数字とか出てこないんですか。

【木次担当係長】

私どもの方でつかんでいる数字はできるだけ入れて、表現等も、できるだけこういう事でいいでしょうかと入れて書いていただく予定にしています。

【植木委員長】

そうしてください。できるだけ向こうに手間をかけさせないようにお願いします。
いかがでしょうか。今資料4-1、2、3ときたわけですが、調査地の選定とスケジュールについて、何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでしたら、全体を通して、これまでの議論、全体を通して何かもう一度お尋ねしたいことがあれば、再度伺いますけれども。いかがですか。

もう一度見なければ、なかなか頭の中も整理できないですけれども。

よろしいでしょうか。これまでの議論については。

(5) その他

【植木委員長】

最後にその他ということで、林業公社のヒアリングということで確認したいことがあれば、林業公社の方にいろいろと意見や質問をしてください、ということですが。

先ほど、資料でいきますと林業公社の内容が資料3で1件ございましたけれども、あるいは日常的な作業のことだとか、もしございましたらこの機会にでもお尋ねいただければと思います。

委員の皆さん何かご質問等ございませんか。

よろしいですか。

無いようですので、一応これで本日の予定しました内容については、議論は終了させていただきたいというふうに思います。

それで一つ座長からのお願いなんです、この委員会は公開ということによってやっております。それは今後とも進めていくわけですが、これから現地調査をしていくということになってきますと、なかなか相手方のその公開条件が我々の話の中でうまくいくかわかりませんし、また、公社契約されている現地の方々においても、いろいろと気兼ねなく聞きたいということもあって、その辺は申し訳ございませんが、非公開にさせていただきたい。この場は、公開にいたします。又現地で聞きたいいろいろな資料等々もこの場で提供していいかということも、一つ問題になってくるかというふうに思っています。その辺についてもいろいろとこちらの方で非公開にすべきは非公開にさせていただきたい。そのように思っておりますので、どうかご了承いただきたいと思います。

特に報道関係者にはよろしくお願ひします。

それでは以上を持ちまして本日の第1回林業公社経営専門委員会を終了させていただきたいと思ひます。

皆様のご協力により予定どおり終了したことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

7 閉会

【高橋企画幹】

委員長ありがとうございました。

委員の皆様、大変ご熱心にご討議ありがとうございました。先ほど説明させていただきました現地調査につきましては、最終日程調整等それぞれ委員の皆様と具体的に詰めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。又、この委員会の日程につきましても、皆様の日程調整させていただきながら、逐次、決めていきたいと思ひますので、合わせてよろしくお願ひします。最後に森林づくり推進課長の方から一言御礼の挨拶を申し上げたいと思ひます。

【前島森林づくり推進課長】

本日、3時間近くに亘りまして、大変ご熱心なご討議をいただきまして、本当にありがとうございます。又、この公社の問題に関しましては、一応9月目標ということで、半年間で集中的にお願いすると、大変タイトなスケジュールになるかと思えます。とりあえず、5月6月で他県等の調査をお願いすることになりますけれども、おそらく行程的にもちょっとタイトな行程になるのかと思っております。また、具体的には相談させていただきますが、いずれにしましても、議論の中でもありました長野県には68万ヘクタール民有林がありますが、そのうち人工林は約6パーセント占めている。実は県営林も約6パーセント、1万8千ヘクタール全体でございます。県営林にしる公社の山にしる、いってみれば林業の模範林といいますか、模範を地域で示すんだと。そういう趣旨のもとに動いているわけございまして、特に公社の場合には、独立した機関を持って、スタッフもそろえている。それをこれからどうするか。というのは、長野県の民有林の林業そのものを、どういうふうにするか。その一つのさきがけの形が出てくるのかな、というふうに思っております。そういう意味で、是非ともこれがよりよい方向に、結論が出てくるように期待をしているところでございます。

今日は大変膨大な資料を一気呵成にご説明いたしました。又、ご覧いただきまして、おそらく、我々も見落としがあるところ等があるかと思えます。ぜひお気づきの点、できるだけ速やかにご連絡いただければ、当方も検討していきたいと思えます。それでは、次回以降の日程をご相談させていただきますので、その節はよろしく願いいたします。本日は大変長い間ありがとうございました。